

火山防災エキスパート派遣に係る参考資料

【安達太良山】

【目次】

1. 日程・参加者等	1
2. 派遣先において直面している課題や問題意識	1
3. 安達太良山の概要	2
(1) 火山の概要	2
(2) 火山活動の履歴	2
① 現在の活動状況	3
② 火山の監視・観測体制	4
4. 火山防災対策に関する取り組み状況	5
(1) 安達太良山火山防災協議会	5
(2) 噴火シナリオ	6
(3) 噴火警戒レベルの運用	7
(4) 火山ハザードマップ	9
(5) 避難計画	11
5. 訓練・啓発の取組	13
(1) 福島県火山防災講演会・ワークショップ（平成27年4月24日実施）	13
① 火山防災講演会	13
② 火山防災ワークショップ	13
(2) 安達太良山火山防災合同訓練（令和元年8月1日、8月6日）	14
① 1日目【図上訓練】	14
② 2日目【搜索・救助訓練】	14
(3) 安達太良山火山防災訓練（令和5年1月23日）	15
(4) 火山に関する避難確保計画の作成に関する説明会（令和4年10月12日）	15

令和5年8月

1. 日程・参加者等

- 派遣内容 火山・噴火に関する防災講話
- 派遣日時 令和5年8月30日（水）10時30分～11時45分
- 派遣場所 福島県庁
- 派遣先事務局 福島県危機管理部災害対策課
- 派遣エキスパート 杉本 伸一（火山防災エキスパート、雲仙岳災害記念館館長）
米満 義人（火山災害対応経験者、
元宮崎県危機管理担当主幹）
- 参加者 安達太良山火山防災協議会 訓練参加職員（40名程度）

2. 派遣先において直面している課題や問題意識

安達太良山では有史以降、複数回の水蒸気噴火や泥流等の噴出等が発生している。過去には、水蒸気噴火に伴う死傷者や火山ガスによる死者が出るなど、人的被害も発生している。また、ハザードマップでも、「降灰後の土石流」や「融雪による火山泥流」等により、火口周辺だけではなく居住地域にも被害が及ぶことが想定されている。

今回の派遣先となる福島県は、平成28年2月に、従来の「吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会」を再編し、「吾妻山火山防災協議会」「安達太良山火山防災協議会」「磐梯山火山防災協議会」の3つの協議会を設置した。このうち、安達太良山火山防災協議会では、平成30年に「火山活動が活発化した場合における避難計画（火口周辺地域）」が、令和元年には居住地域の内容を追加した「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」が策定され、その後、改定も行われている。また、令和元年8月及び令和5年1月には、安達太良山が噴火した場合を想定した火山防災訓練が実施されるなど（訓練の様子等は県のホームページでも公表されている）、避難等の火山防災対策について具体的な取組が行われている。

上記のような対策が進められている一方で、福島県では、近年、噴火警戒レベル引き上げは経験しているものの実際の噴火に至った経験がなく、実災害が発生した場合の対応に関するノウハウが蓄積されていないという課題を抱えている。また、近年の噴火経験がないことにより、火山に対する地域住民の防災意識も低い傾向にある。加えて、同県の活火山は、観光資源としても重要であることから、観光地としての防災体制構築に向けての取組の必要性も認識されている。

3. 安達太良山の概要

(1) 火山の概要

福島市の南西に位置する玄武岩～安山岩の成層火山群で、東西 9km、南北 14km にわたる。山頂部は、北から鬼面山(きめんざん)、箕輪山(みのわやま)、鉄山(てつざん)・安達太良山(本峰 (別名：乳首山 (ちくびやま、ちちくびやま))、和尚山(おしょうやま)などが南北に連なる。主峰の安達太良本峰の山頂部には西に開く沼ノ平火口(直径 1.2 km、深さ 150m)がある。明確な記録のある噴火活動は、沼ノ平火口での明治以後の活動に限られる。この火口の内外には、噴気・温泉地帯が諸所に存在する。

安達太良山の主な活動は大規模な火砕流の噴出に始まり、約 45～55 万年前の鬼面山などの活動を経て、約 35 万年前の前ヶ岳を中心とした活動へと続いている。約 25 万年前に箕輪山から和尚山にかけての火山列主要部が形成された。この時期におけるマグマ噴出率は最大であって、1000 年あたり 0.1km³ と見積もられる。約 12 万年前以降から約 3 万年前まで 1～2 万年間隔で小規模なマグマ噴出が繰り返された。1 万年前からはマグマ噴火ないし水蒸気噴火の繰り返しとなり、最新のマグマ噴出活動は約 2400 年前であった。玄武岩～安山岩の SiO₂ 量は 52.0～62.0 wt.% である。

別名、岳山 (だけやま)。

出典：「気象庁編 (2013) 日本活火山総覧 (第 4 編)」

(2) 火山活動の履歴

1900 年に中規模の水蒸気噴火が発生し、死者 72 名、負傷者 10 名の被害が発生して以降、噴火は発生していない。

<火山活動の履歴 ※▲は噴火年を示す>

年代	現象	活動経過・被害等
▲1899 (明治 32) 年	水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は沼ノ平火口。年初め頃から火山活動が活発化し、噴気孔数、噴気量増大。8 月 24 日に沼ノ平内の噴気孔から大音響とともに火炎を噴出。25 日噴気孔縁を破壊し、灰や硫黄泥を噴出。11 月 11～12 日にも同一地点で黒煙や石を噴出。
▲1900 (明治 33) 年	中規模：水蒸気噴火	火砕物降下、低温の火砕サージ。噴火場所は沼ノ平火口 7 月 17 日噴火。熱灰や石を噴出。噴出物総量 1.1×10 ⁶ m ³ 。沼ノ平に長径 300m、短径 150m の火口を生じた。火口の硫黄採掘所全壊。死者 72 名、負傷者 10 名。山林耕地被害。(VEI2)
1950 (昭和 25) 年	噴煙	2 月 25 日。噴煙高度 50m。
1995 (平成 7) 年	火山性微動	10 月 27 日、および 11 月 10 日。
1996 (平成 8) 年	泥水噴出	6 月。沼ノ平中央部で泥水の噴出を確認。以降、地熱活動が徐々に活発化し、噴気地、地熱異常域が拡大。沼ノ平中央部で泥水の飛沫が直径約 100m の範囲で確認。聞き取りにより、泥の噴出は 9 月 1 日頃と推定される。
1997 (平成 9) 年	火山ガス	9 月。沼ノ平火口内にて火山ガスによる死亡事故。死者 4 名。

1998～2003 (平成 10～15)年	熱、噴 気、泥水 噴出	地熱活動が活発化。1999年4月27日に沼ノ平中央部で泥水の噴出を確認。沼ノ平の噴気が一時的に高さ300mの噴気を観測した他、2001(平成13)年9月の現地観測では新たな噴気孔を確認するなど、噴気活動が活発化。
--------------------------	-------------------	--

出典：「気象庁編(2013)日本活火山総覧(第4編)」

① 現在の活動状況

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

噴火予報(噴火警戒レベル1、活火山であることに留意)の予報事項に変更なし。

出典：気象庁火山活動解説資料(令和5年7月)

(https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/monthly_v-act_doc/sendai/23m07/214_23m07.pdf)

② 火山の監視・観測体制

安達太良山の観測点配置図は以下の通りである。

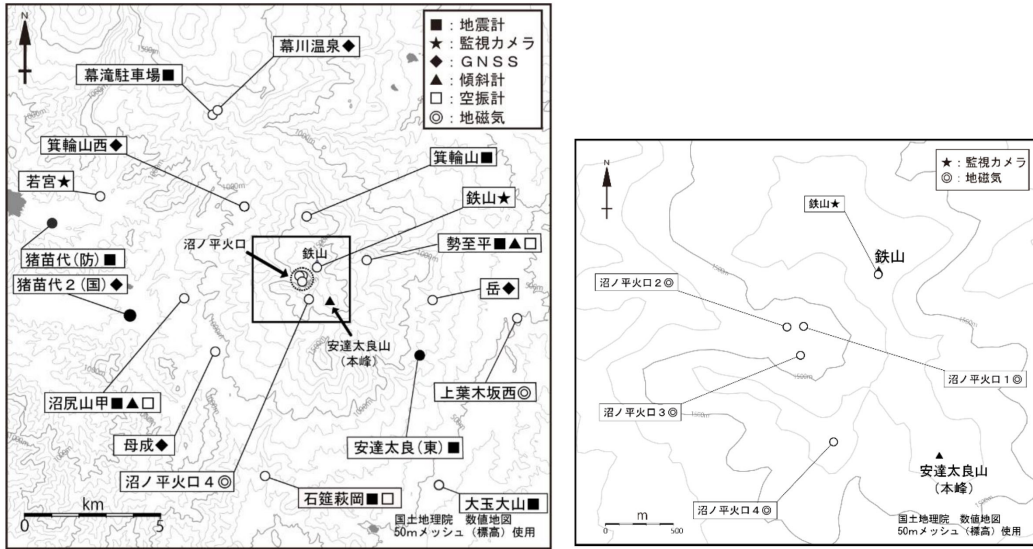


図5 安達太良山 観測点配置図

白丸(○)は気象庁、黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
左図の四角囲みは右図の表示範囲を示しています。
(国)：国土地理院 (東)：東北大学 (防)：防災科学技術研究所

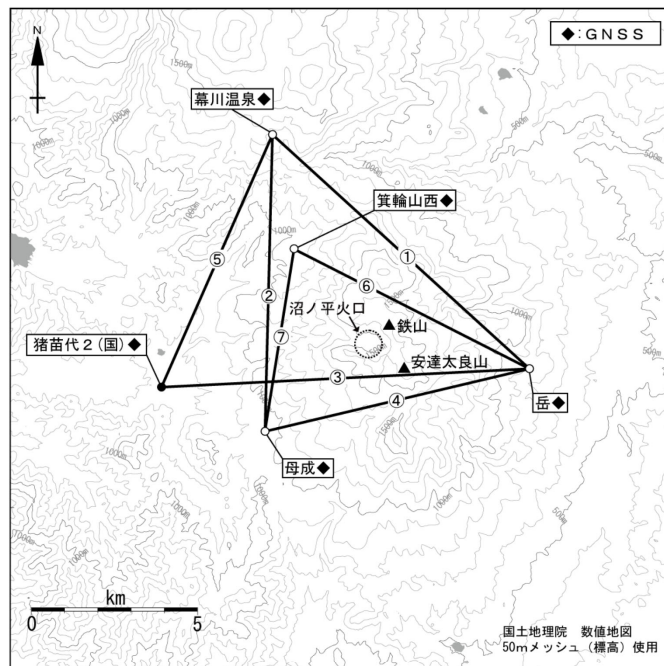


図6 安達太良山 GNSS 観測基線図

白丸(○)は気象庁、黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
(国)：国土地理院

出典：気象庁火山活動解説資料（令和5年7月）

(https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/monthly_v-act_doc/sendai/23m07/214_23m07.pdf)

4. 火山防災対策に関する取り組み状況

(1) 安達太良山火山防災協議会

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山噴火の教訓等を踏まえ、活動火山対策特別措置法が改正されたことを受け、福島県及び関係市町村は、従来の「吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会」を再編し、「吾妻山火山防災協議会」「安達太良山火山防災協議会」「磐梯山火山防災協議会」の 3 つを設置した。(平成 28 年 2 月 17 日設置)

火山防災協議会には、県、市町村、气象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防、観光団体、火山専門家などが参加しており、関係者が連携して、住民、登山者、観光客の避難対策について検討されている。

平成 30 年に「火山活動が活発化した場合における避難計画（火口周辺地域）」が、令和元年に「噴火警戒レベルの見直し」と居住地域の避難計画を追加した「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」について議論が行われるなど、活発な活動が行われている。

< 協議会構成機関一覧表 (R5. 3 時点) >

区分	機関名
都道府県 (第 1 号)	福島県知事
市町村 (第 1 号)	福島市長, 郡山市長, 二本松市長, 本宮市長, 大玉村長, 猪苗代町長
地方气象台等 (第 2 号)	仙台管区气象台長, 福島地方气象台長
地方整備局 (第 3 号)	東北地方整備局長
陸上自衛隊 (第 4 号)	陸上自衛隊第 4 4 普通科連隊長
警察 (第 5 号)	福島県警察本部長
消防 (第 6 号)	福島市消防本部消防長, 安達地方広域行政組合消防長, 郡山地方広域消防組合消防本部消防長, 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長
火山専門家 (第 7 号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲, 福島大学共生システム理工学類 教授 長橋 良隆, 茨城大学 名誉教授 藤縄 明彦, 磐梯山噴火記念館 館長 佐藤 公, 東京農工大学名誉教授 石川 芳治, 国立研究開発法人防災科学技術研究所 棚田 俊收
その他 (第 8 号)	(公財) 福島県観光物産交流協会理事長, (一社) 福島市観光コンベンション協会長, (一社) 郡山市観光協会長, 二本松市観光連盟会長, (一社) 岳温泉観光協会代表理事, 本宮市観光物産協会長, 大玉村観光協会長, (一社) 猪苗代観光協会長, (公社) 福島県バス協会長, 福島県危機管理部長, 福島県生活環境部長, 福島県商工労働部観光交流局長, 福島県土木部長, 国土地理院 東北地方測量部長, 環境省裏磐梯自然保護官事務所 国立公園管理官, 福島森林管理署長

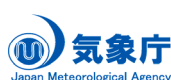
(3) 噴火警戒レベルの運用

気象庁が運用している「噴火警戒レベル」について、安達太良山では、平成21年3月から運用を開始、令和元年9月に改定をしている。また、改定に合わせ、判定基準及びその解説についても、気象庁ホームページで公表している。

安達太良山では、運用開始以降、現在まで噴火警戒レベル1より引き上げられたことはない。



本冊子は、植物インクを使用しています。



仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
 TEL: 022-297-8164 <https://www.data.jma.go.jp/sendai/>
 福島地方気象台
 TEL: 024-534-2162 <https://www.data.jma.go.jp/fukushima/>
 安達太良山火山防災協議会事務局：福島県
 TEL: 024-521-7194 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/>



平成21年3月31日運用開始
令和元年9月25日改定

安達太良山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (+7-F)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ●融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	●火口から概ね2.5 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 過去事例 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	●火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 過去事例 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火が必要。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏。 ●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 過去事例 1996年9月：噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町村の地域防災計画等で定められています。
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



出典：気象庁 HP 安達太良山噴火警戒レベルリーフレット
(https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_214.pdf)

(4) 火山ハザードマップ

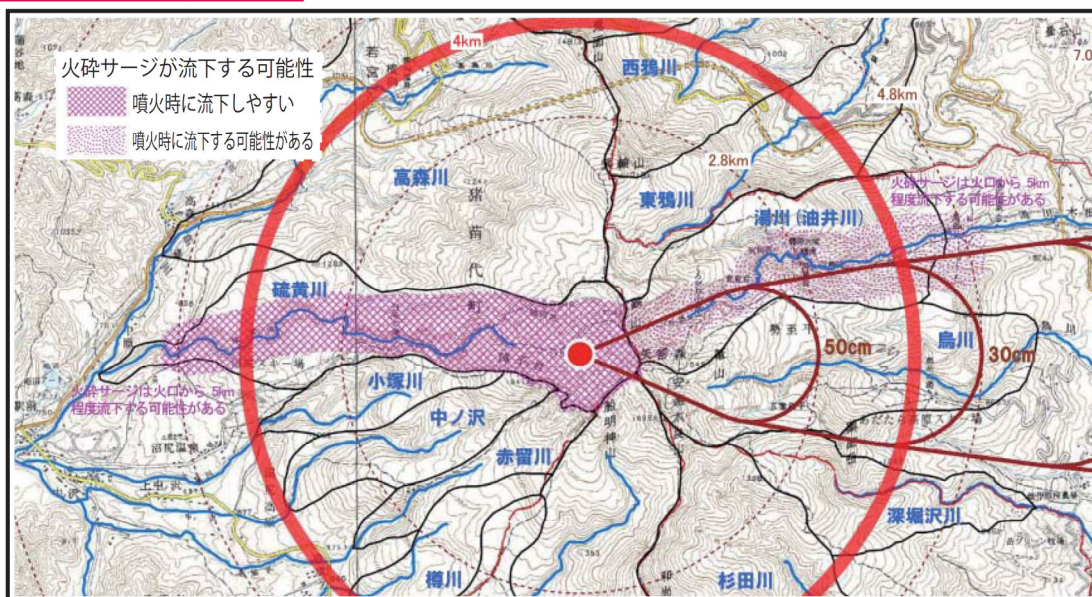
平成 28 年 3 月に、安達太良山火山防災連絡会議（後の火山防災協議会）が「安達太良山火山ハザードマップ」を作成している。このハザードマップには、火山現象の解説、噴火の歴史、噴火の影響範囲、噴火警戒レベルの解説などの情報が記載されている。

<火山ハザードマップ>

その他 注意すべき
火山現象

火砕流（火砕サージ）

現象の説明は [1](#) ページを参照



噴火に伴って、火砕流や火砕サージと呼ばれる危険性の高い現象が発生すると考えられます。

御嶽山では 2014 年（平成 26 年）9 月 27 日の小規模な水蒸気噴火で火砕流が発生し、谷に沿って約 3km 流れ下りました。

1900 年（明治 33 年）に沼ノ平で起きた水蒸気噴火でも火砕サージ（当時の記述は「疾風」）が発生して、これに巻き込まれた避難途中の硫黄鉱山の鉱夫ら 72 名が犠牲になりました。

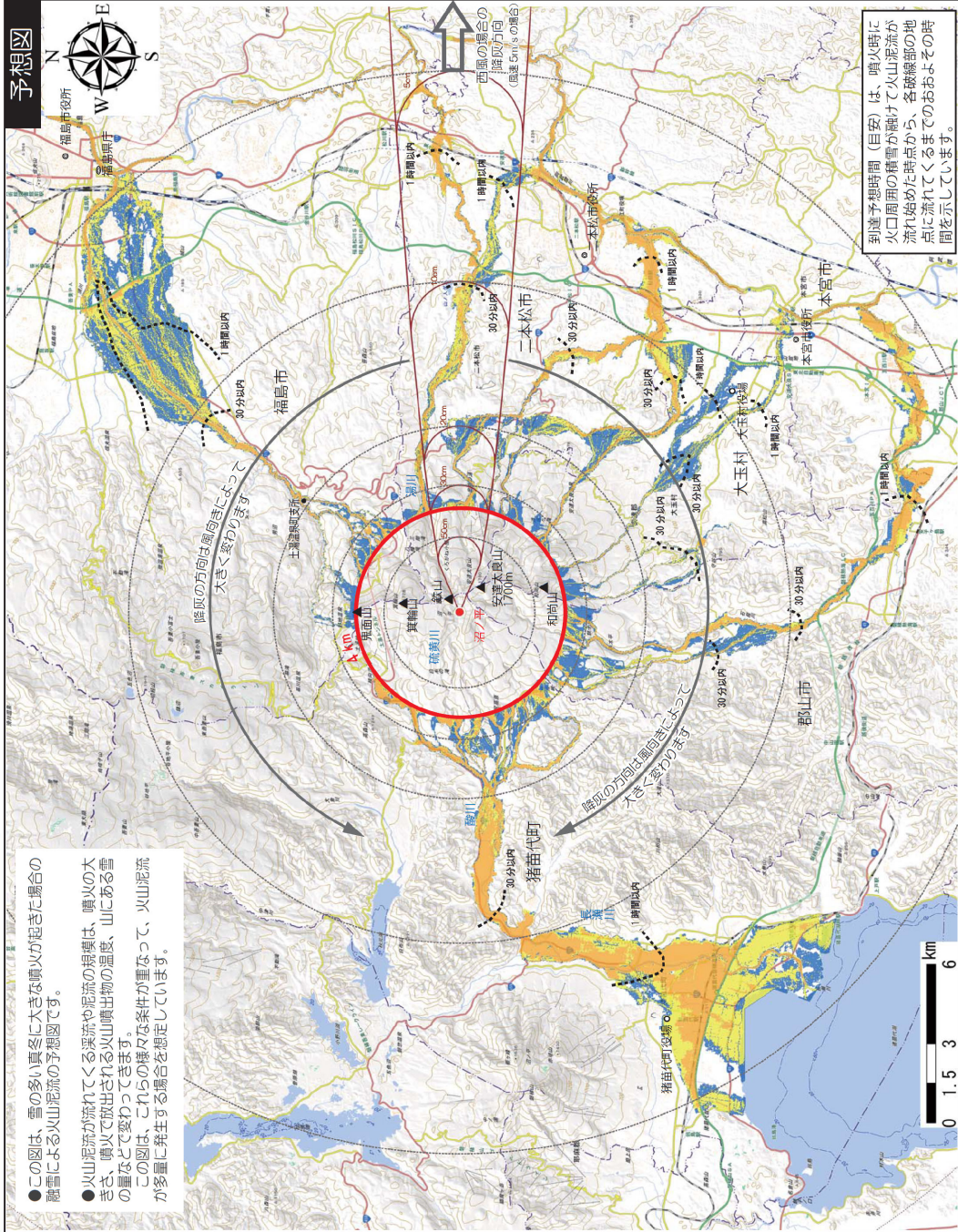


噴火直後に谷沿いに約 3km 流下した火砕流
(御嶽山, 2014 年 (平成 26 年))

融雪による火山泥流ハザードマップ

山に雪があるときに噴火が起きると、噴出物の熱で火口周囲の雪が融けて火山泥流が発生しやすくなります。

- この図は、雪の多い真冬に大きな噴火が起きた場合の融雪による火山泥流の予想図です。
- 火山泥流が流れてくる渓流や泥流の規模は、噴火の大きさ、噴火で放出される火山噴出物の温度、山にある雪の量などで変わってきます。
- この図は、これらの様々な条件が重なって、火山泥流が多量に発生する場合作想定しています。

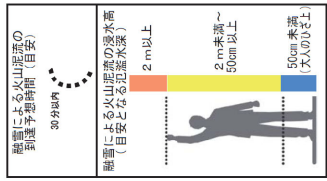


到達予想時間(目安)は、噴火時に火口周囲の積雪が融けて火山泥流が流れ始めた時点から、各段階の地点に流れてくるまでのおおよその時間を示しています。

山に雪がある時期に噴火が起きると、噴出物の熱で火口の周囲の雪が短時間に融ける「融雪による火山泥流」が発生しやすくなります。噴火による雪融け水が急に谷底に集まって、一気に増えた水かさによって土や樹木を大量に押し流します。特に雪の多い真冬に噴火が起きると、非常に大量の雪が融けるため火山泥流の量も非常に多くなり、下流での被害も大きくなります。

＜融雪による火山泥流の事例＞
1926年(大正15年)5月の十勝岳(北海道)の噴火では、融雪による火山泥流が発生して、火口から25km離れた下流の上層長野村(当時)や美瑛村(当時)まで約25分(時速約60km)で流れ下り、死者・行方不明者144名もの被害が発生しました。

- 沼/平/火口
- 噴石
- 降灰(西風の場合)
- 降灰(西風以外の場合)
- 県境
- 市町村境
- 国道
- 高速道路
- 県道
- 鉄道



「融雪による火山泥流」及び「溶岩区域」は、安達太良山が噴き出した場合に、高温の噴出物による熱で火口周囲の雪が融けて火山泥流による熱で火口周囲の雪が融けて火山泥流が発生しやすくなります。かつ年間でも雪の多い真冬の条件を想定しています。

(5) 避難計画

安達太良山では、平成30年に火口周辺地域の避難対応をまとめた「火山活動が活発化した場合における避難計画（火口周辺地域）」を策定。その後、同計画を改定する形で、令和元年に居住地域の避難計画を追加した「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」を策定した。

定期的な見直し・改定作業が行われており、最近では令和5年3月に避難情報の変更に伴う改定が行われた。

安達太良山の火山活動が 活発化した場合の避難計画

令和5年3月23日改定

安達太良山火山防災協議会

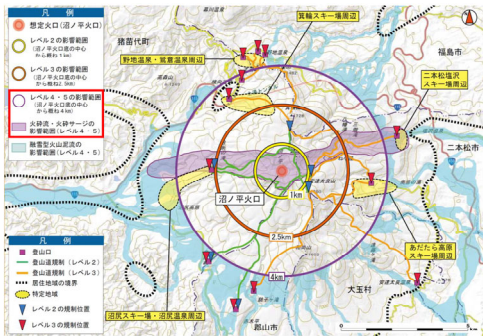
目次

1. 計画の基本的事項	1
1.1 避難計画の作成趣旨	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定	2
(1) 対象火山の概況	2
(2) 監視観測体制等	2
(3) 避難計画の対象となる火山現象と影響範囲	4
1.3 避難計画の基本的事項	11
(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲	11
(2) 居住地域における避難対象地域	12
2. 事前対策	14
2.1 防災体制の構築	14
(1) 県及び市町村の防災体制	14
(2) 協議会の構成機関の役割	15
(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理	16
(4) 登山道・道路の規制対応	16
(5) 国との合同会議等	18
2.2 情報伝達体制の構築	19
(1) 火山に関する予報・警報・情報	19
(2) 噴火警報等の伝達系統図	21
(3) 異常現象等の報告等	22
(4) 住民・登山者等への情報伝達と手段	24
2.3 避難のための事前対策	25
(1) 噴火警戒レベルと避難勧告・指示等の発令基準	25
(2) 火口周辺における避難場所及び避難方向	26
(3) 居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路	27
(4) 特定地域の選定	47
(5) 避難促進施設の指定	48
(6) 避難手段の確保	48
(7) 突発的に噴火した場合の行動に関する周知	48
2.4 救助体制の構築	49

表 2-6 大規模噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響が予想される路線

道路管理者	路線名
福島県	国道115号
	県道70号線(福島・西妻・裏磐梯線)
	県道30号線(本宮・土湯温泉線)
	県道74号線(中ノ沢・熱海線)
	県道386号線(岳温泉線)

図 2-2 大規模噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響想定図



(5) 国との合同会議等

噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国は、必要に応じて、国、関係地方自治体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議を開催する。

協議会の構成機関は、国との合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報を共有し、防災対応について協議する。

【開催場所(候補地)】
福島県危機管理センター(福島県福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎2階)

(5) 噴火警戒レベル5に引き上げられた場合

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、福島県及び関係市町村は、表3-5に記載の防災体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、関係市町村は、本計画1.3(2)に定める避難対象地域に避難指示を発令し、住民等の避難に関する対応を行う。

なお、火山の活動状況に応じて、協議会や国との合同会議における協議等を踏まえ、住民避難に関する情報を発令する地域を決定する。

協議会の構成機関は、必要な防災体制を強化するとともに、協議会や国との合同会議における協議等を踏まえ、担当する防災対応にあたる。

また、本計画の想定を超える火山災害の発生・影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大や避難の実施方法などの防災対応について協議・検討する。

表 3-5 噴火警戒レベル5(避難)が発表された場合の体制

噴火警戒レベル	体 制			
	福島県	福島市	郡山市	二本松市
レベル5 避難	災害対策本部	緊急非常配備	非常体制	第1次非常配備 ～
		第1次非常配備 ～ 第2次非常配備	大玉村	猪苗代町 第2次非常配備

② 情報収集・伝達

ア 福島県

福島県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、ホームページ、ツイッター、Yahoo防災速報、テレビ、ラジオ等報道機関の活用等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難に関する情報等について周知する。

また、協議会の構成機関間で、住民等の避難の実施状況、広報・情報伝達の対応状況を把握して情報を共有する。

イ 市町村

関係市町村は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、防災行政無線、広報車、メール、ホームページ、テレビ・ラジオ等報道機関の活用等により、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難に関する情報等について周知する。

なお、特に外国人観光客等については、観光協会ホームページ及び SNS への情報掲載等、観光協会と連携し、規制や避難についての周知を図る。

出典：安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/570485.pdf>)

5. 訓練・啓発の取組

(1) 福島県火山防災講演会・ワークショップ（平成 27 年 4 月 24 日実施）

噴火による被害を最小限に留めるためには、地方公共団体や防災関係機関等の職員だけでなく、地域住民の火山防災に対する理解が重要である。また、噴火時等に火山防災対応を円滑に行うためには、平常時から、地方公共団体や関係機関等が火山災害や防災対応のイメージを共有し、避難計画などの防災対策について、共同で検討していく必要がある。

そこで、地域住民等の火山防災意識の醸成を目的とした、火山防災講演会を開催するとともに、地方公共団体や関係機関等の職員を対象に、噴火時等の具体的な防災対応のイメージの共有と、現状の防災体制の課題の抽出と解決策の検討を目的とした、火山防災ワークショップが実施された。

①火山防災講演会

演題：『福島の火山と災害－噴火等の多様性を理解して災害に備える－』

講師：福島大学共生システム理工学類 長橋良隆 教授

参加者：81 名（一般の方、防災関係機関等）

＜火山防災講演会の様子＞



②火山防災ワークショップ

参加者：61 名（防災関係機関等）

＜火山防災ワークショップの様子＞



出典：福島県ホームページ 「福島県火山防災講演会・ワークショップの実施結果」
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/kazan-workshop.html>)

(2) 安達太良山火山防災合同訓練（令和元年8月1日、8月6日）

安達太良山火山防災協議会では、安達太良山で噴火が発生した想定の下、火山防災協議会の関係機関が緊密に連携し、火口周辺における登山者等の避難誘導、行方不明者の捜索・救助活動、立入規制等の防災対応を行う合同訓練を2日間に渡って実施した。

① 1日目【図上訓練】

図上訓練では、安達太良山の噴火警報（火口周辺警報）や噴火速報の発表を受け、関係機関が相互に情報を共有しながら、登山者の避難誘導や登山道の規制、入山者・行方不明者の情報把握、捜索・救助計画の立案等の訓練行動を実施した。

< 図上演習の様子 >



② 2日目【捜索・救助訓練】

捜索・救助訓練では、実際に安達太良山周辺の各登山道において、消防、警察、自衛隊の捜索機関が、噴火発生後に下山を確認できていない行方不明者の捜索・救助活動を行う訓練を実施した。

< 捜索・救助訓練の様子 >



出典：福島県ホームページ 「安達太良山火山防災合同訓練を実施しました！」
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/adatarayama.html>)

(3) 安達太良山火山防災訓練（令和5年1月23日）

安達太良山で噴火が発生し、さらに大規模な噴火発生の可能性が高まっているという想定の下、火山防災協議会の関係機関が緊密に連携し、火山現象の影響範囲における住民等の避難誘導や立入規制等の防災対応を行う訓練を実施した。

本訓練は、実際の初動対応を模擬し、参加機関は各執務場所で訓練に参加する図上演習形式で行われた。

<訓練の様子>



出典：福島県ホームページ 「安達太良山火山防災訓練を実施しました」
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/r4-adatarayama-kunnrenn.html>)

(4) 火山に関する避難確保計画の作成に関する説明会（令和4年10月12日）

福島県では、市町村の避難促進施設の位置付け及び避難確保計画の作成支援を支援するために、県主催の説明会を開催した。

説明会では、内閣府から避難促進施設及び避難確保計画に関する制度や手引きの説明、県から県が作成している避難確保計画のひな形等の説明を行った。